

資料2 各ヒアリング対象団体の意見概要等

	ページ
社団法人 全国乗馬倶楽部振興会	1
全国ペット小売業協会	7
日本鳥獣商組合連合会	1 1
社団法人 ジャパンケネルクラブ	1 3
キャットシッターなんり	1 5
野生生物保護法制定をめざす全国ネットワーク	1 7

動物愛護管理法の基準設定等についての考え方

1 乗馬クラブの位置付けと本協会の概要

乗馬クラブは、乗馬を通じてレジャー・スポーツ活動や人と馬のふれあいの場を提供し、人々の豊かな生活に寄与している産業です。馬の愛護の観点からみれば、一般的には、クラブ会員に馬の飼養管理状況まで公開し、その評価のうえに成り立っている産業であり、常に、馬の飼養管理について監視されながら経営をしている状況です。

本協会は、①安全に設計し整備された施設②乗馬として良く調教された馬、そして③乗用馬の適切な管理と騎乗技術者等の確保という3要素（施設・乗用馬・乗馬指導者）がそろって、初めて広く一般の人々に楽しく安心な乗馬が提供できると考え、これらの要素を確実なものにするための事業を総合的に推進する普及団体として平成3年3月に設立され、乗用馬の導入、乗馬施設の整備、乗馬普及組織の育成等を行い、広く一般に対して、乗馬の健全な普及に資することを目的とした団体として、組織のネットワークを全国に広がっています。

平成17年4月現在、加入乗馬クラブ数268乗馬クラブ、乗用馬頭数5,008頭、指導者数1,550名となっています。

また、乗馬普及安全性強化対策事業の一環として、乗馬施設の利用者等の安全性、周辺環境等に配慮した優良な乗馬クラブには、審査のうえこれまで160乗馬クラブに奨励すべき施設として、優良乗馬施設認定証を交付しています。

（参考：（社）全国乗馬倶楽部振興協会の主な事業）

2 基準を策定するに当たっての本協会の基本的な考え方

本協会は、動物愛護管理法における動物取扱業関係の基準を策定するにあたっては、動物取扱業の健全な発展を図るため、次のような視点に配慮したものとなる必要であると考えております。ここでは、この考え方に基づいて、現時点で示されている基準等に対する意見・要望を述べさせていただきます。

- 乗馬クラブにおいては、現在、動物愛護・管理の観点から重大な問題を抱えている状況にはないことから、基準に盛り込む事項については最小限必要なものとする
- 基準に盛り込む事項については、現在の乗馬クラブの事業活動が制限されたり、経済的負担が過度に増加したりすることのないような内容とすること
- 他の動物を扱う業と共通の基準として策定する場合にあつては、①乗馬クラブに対する適用が過剰になったり、具体的な適用が不明確なものとならないようにすること、②真に乗馬クラブの事業展開の適正な指標となるようにすること

3 登録の拒否・遵守基準（9月21日部会資料）についての意見

(1) 「動物の健康と安全及び生活環境保全の確保の観点から、業の実施に必要とされる施設の種類」について

【意見】 具体的な施設が示されていないので、意見は保留するが、現在、支障なく運営されている乗馬クラブに新規の施設整備を強いることがないようにお願いしたい。

(2) 清掃、消毒の実施関係について

【意見】 定期的な清掃は当然のことと考えるが、その場合、清掃の実施状況についての記帳等を義務化しないこと。

【理由】 乗馬クラブにおいては厩舎等が大きく、多くの施設・設備を有する中で、清掃の実施状況を毎日記帳することは、担当者の過大な労働を招き、業務に支障が生じる。また、知事等の清掃についての確認については、現場を見ればわかり、記帳に頼らなくても可能である。

(3) 第21条第1項の基準について

具体的な施設・管理基準は示されていないが、現行の「動物取扱業者に係る飼養施設の構造及び動物の管理の方法等に関する基準」を前提に意見を提示する。

①基準第3条第1号について

【意見】 「動物の管理上必要に応じて、床に敷料又はマット等により動物が横臥できる環境にすること」を追加

【理由】 馬を管理する最低限の基準と考える。また、他の多くの動物にも共通する。

②基準第3条第1号のハについて

【意見】 「疾病にかかり、若しくは負傷した動物・・・、隔離するなど過度のストレスがかからないようにすること」を、「・・・、必要に応じて隔離するなど・・・」とすること

【理由】 馬については馬房で管理しており、必ずしも隔離の必要性はない。

4 登録標識についての意見

【意見】 標識は、全国共通の様式に統一すること。登録番号について、桁数や業種を表す桁などについて全国共通のルールとすること。

【理由】 全国的な指導団体が、指導するときの利便性の確保のため。

5 動物取扱責任者及び研修についての意見

(1) 選任の主な要件「一定の知識・・・と認められる者」について

【意見】 本協会は、乗馬についての指導活動の実績を有しており、この要件の運用に際して、本協会の乗馬指導者資格者を該当されたい。

(2) 研修の実施方法「1年に1回以上」について

【意見】 研修を受験した動物取扱責任者については、次の条件をすべて満たす場合は、動物取扱業の登録更新年の研修を受講することで可とすること。

- ・当該動物取扱責任者が継続して実務に当たっていること
- ・当該動物取扱責任者が、研修受講後、知事等から具体的な動物の愛護・管理についての瑕疵があることの指摘を受けていないこと
- ・本協会の指導者資格を有すること

【理由】

- ① 研修時は、動物取扱責任者が実質1日不在となり、この日は乗馬クラブを休業せざるをえないか、業務が相当制限される状況となる。これが、年1回の行われれば、乗馬クラブの運営に過大な負担となる。
- ② 研修内容が、法令及び一般管理に係る事項であるため、動物取扱責任者が継続して実務に当たっている場合は、毎年反復して研修を受講する必要性が薄い。
- ③ 協会の指導者については3年、(財)日本体育協会の乗馬指導者については4年、(社)日本馬術連盟では4年の間隔で実施していることに比べても年1回の受講は過大である。
- ④ 協会においても研修等において積極的に本法の内容を周知させることを考えており、この活動を研修の負担軽減に活用すべきと考える。

6 その他

動物愛護部会で示された基準（骨子案）等において示されている施設名や遵守すべき事項について、乗馬クラブの何にあたるのかが必ずしも明確でない場合が多い。円滑な運用がされるよう、今後とも、本協会との十分な打ち合わせを行なわれるようお願いしたい。

(社)全国乗馬倶楽部振興協会の主な事業

1. 優良乗馬施設認定
乗馬施設の利用者の安全性、周辺環境等に配慮した優良な乗馬施設を審査のうえ認定しています。
2. 専修生（乗馬指導者）養成教育
広い視野に立った乗馬指導者を養成するため一般公募により1年間、日本中央競馬会馬事公苑にて乗馬指導者としての知識・技術の専門教育をしている。
3. 乗馬指導者養成講習会
乗馬指導者を目指す者に馬の護蹄、馬診療、飼育馬学、馬術理論、安全、サービスなど、乗馬指導者に必要な乗馬関係知識・技術の普及および向上を目的として全国で講習会を開催しています。
(16年度全国14箇所 受講者225名)
4. 乗馬指導者資格認定事業
乗馬指導者養成講習会の受講者を対象に認定試験を実施し、学科、技術等が一定以上のレベルに達した者に対して、初級、中級、上級の資格（ブリティッシュ・ウエスタン＝初級のみ）を認定する事業を実施している。
5. 乗馬技術巡回指導
乗馬クラブに所属する乗馬指導者の乗馬技術及び調教技術の向上を図るため、国内の一流の講師に依頼して各地において巡回指導を実施している。
(16年度 全国4箇所 受講者33名)
6. 乗馬指導者競技会
指導者の乗馬指導を通じて体得した技を競い合うことにより、技術向上を図るため、全国各地で開催しています。
7. 技能認定
加入クラブの会員に対し、目標を持って楽しく乗馬技術を習得し、自己のレベルを図るための技能認定をしています。
8. 乗馬普及補助事業
加入乗馬クラブが乗馬普及を目的に乗用馬を登録し、乗馬普及に供した乗用馬に対して、普及補助金を交付しています。
また、本協会が指定する内国産乗用馬市場で乗用馬を加入乗馬クラブが取得した場合、一定の条件の下に助成を行っています。
9. 施設利子補給助成事業
加入乗馬クラブが乗馬普及のための厩舎、クラブハウス等の施設を拡充するために金融機関から資金を借り受けた場合、利子の一部を補給助成しています。
10. 乗馬施設再貸付事業
加入乗馬クラブからの乗馬関係備品・設備に関する貸付申請により、(財)畜産近代化リース協会より本協会が借受人となって加入乗馬クラブに再貸し付けを行っています。
11. 団体育成
本協会の組織の拡充と乗馬普及のための指導等を行なっています。
12. 乗馬普及宣伝
インターネットホームページ他で乗馬普及の広報活動を行なっています。

13. 会員の名称（加入クラブ数 平成17年4月1日現在）

北海道	地区乗馬倶楽部振興会	(22)	
東北	地区乗馬倶楽部振興会	(14)	
北関東	地区乗馬倶楽部振興会	(19)	
埼玉	地区乗馬倶楽部振興会	(10)	
千葉	地区乗馬倶楽部振興会	(24)	
東京	地区乗馬倶楽部振興会	(3)	
神奈川	地区乗馬倶楽部振興会	(20)	
北陸	地区乗馬倶楽部振興会	(6)	
長野	地区乗馬倶楽部振興会	(11)	
山梨	地区乗馬倶楽部振興会	(15)	
静岡	地区乗馬倶楽部振興会	(17)	
東海	地区乗馬倶楽部振興会	(15)	
東近畿	地区乗馬倶楽部振興会	(10)	
京阪	地区乗馬倶楽部振興会	(17)	
兵庫	地区乗馬倶楽部振興会	(9)	
中国	地区乗馬倶楽部振興会	(18)	
四国	地区乗馬倶楽部振興会	(9)	
北部九州	地区乗馬倶楽部振興会	(15)	
中九州	地区乗馬倶楽部振興会	(9)	
南九州	地区乗馬倶楽部振興会	(5)	乗馬普及地域団体20会員(268)
<hr/>			
	全国乗用馬育成協会		
	日本ウエスタン乗馬協会		
	(財)畜産近代化リース協会		
	全国乗馬倶楽部指導者協会	目的賛同団体	4会員

社団法人 全国乗馬倶楽部振興協会
東京都世田谷区上用賀2丁目1番1号（馬事公苑内）
TEL 03（3427）0117
FAX 03（3427）5909

平成 17 年 9 月 27 日

第 12 回中央環境審議会動物愛護部会 提出

全国ペット小売業協会 動物取扱業に関する基準等（骨子案）についての意見

（1）幼齢動物の販売制限について

当会は、2003 年 9 月に動物取扱業者の責務の明確化を目的に「2003 ペット小売業宣言」を策定しました（参考資料）。この中でも、幼齢期の重要性はうたっているところです。しかし、現状は、欧米で基準とされている 8 週齢とひらきがあります。8 週齢に満たない犬猫を求める飼育者がいることも事実です。幼齢動物の販売については、業者だけでなく、一般に対しても社会化期の重要性等を啓蒙し、販売時期の適性化が図れるよう努力していく所存です。

（2）生体の通信販売業者の適性化について

・「2003 ペット小売業宣言」では、生体の通信販売の原則禁止をうたっています。生体の通信販売は、命ある動物を販売する者としての責務を、十分に果たしうる環境ではありません。生体の通信販売は今も増加傾向にあり、問題やクレームも多い。施設を持たない動物取扱業者（インターネット等による生体販売業者）に対しては、その適性化が図れるよう、基準等による規制をお願いします。

<規制を求める理由>

- ① 生体を直接見ないで購入或いは譲渡を受けることは「終生飼養」理念に反する。
- ② 動物取扱業者が説明責務を果たすことが困難な販売環境である（衝動買いも起きやすい状況にある）。
- ③ 生体を宅配便などで輸送することは、動物に過度の苦痛を与える。

・また最近では、店舗を構えるかわりに、催事場等を利用し、各地で短期間の生体販売を行う「移動販売業者」が増えています。催事場での販売では、生体に負担をかけない設備を整えることが難しく、さらに短期間で販売し各地を点々と移動するため、生体購入後のアフターフォローも十分に行える環境ではありません。こうした「移動販売業者」についても、適性化が促せるような基準作りが必要と考えます。

(3) 人的体制（動物取扱責任者等）の充実について

・当会は今年 6 月に「家庭動物販売士」認定制度を立ち上げました。この制度の目的は、命ある動物を販売する者としての社会的役割の自覚および職業倫理の向上と、動物のプロフェッショナルに恥じない幅広い知識と技術を有する人材を養成することです。ペットに対する考え方や飼育環境等がめまぐるしく移り変わる中、資格取得者には 2 年ごとの更新審査を義務付けています。なお、制度の公平性・透明性を保つため、認定試験・登録は、有識者などの第三者からなる認定機関が主管しています。

お客様に安心して利用いただけるペット販売店とするためには、このような資格を活用いただく方法も考慮いただきたいと思います。

【参考：「家庭動物販売士 3 級」資格制度の概要】

< 目 的 >

・命あるものであるペットを販売・飼養管理するエキスパートの育成。

< 事業内容 >

・知識や技術、適性を判定するための考査試験（知識や技術習得のため研修も実施）

< 受験資格 >

次のうち、いずれかの要件を満たす者とする。

- ・飼養動物に関する学校その他の教育機関を卒業した者及び卒業見込みの者
- ・ペット動物などに関する資格を有する者
- ・ペット動物販売店等で働いている者又は働くことを希望している者

< 試験科目及び研修内容 >

・「動物愛護管理法の趣旨に基づき、優良なペットショップ業」にとって必要な知識・技術に特化した内容の研修内容・試験科目とする。

< 認定機関 >

「家庭動物販売士認定委員会」委員名簿（五十音順）

- ・会田保彦（財団法人 日本動物愛護協会 事務局長）
- ・須黒真寿美（社団法人 全国消費生活相談員協会 消費生活専門相談員）
- ・辻 弘一（辻記念動物病院 院長）
- ・中川志郎（財団法人 日本動物愛護協会 理事長）
- ・林 良博（東京大学大学院農学生命科学研究科 教授）
- ・兵藤哲夫（環境省中央環境審議官 動物愛護部会委員）
- ・山口安夫（元 環境省動物愛護専門員）

< 第 1 回認定試験の概要 >

- ・受験者数：629 名 ・合格者数：568 名
- ・認定登録者数：487 名（9 月 20 日現在 ※認定登録期間は 10 月 31 日まで）

以上

2003. ペット小売業宣言
～人とペット（動物）の共生のためのガイドライン～
2003年9月20日策定

基本理念

全国ペット小売業協会及びその会員は、自らの経営等活動において、「命ある」ペットの適正で健全な販売、飼育、管理等販売者としての責任を自らが率先垂範し、「人とペットの共生社会」の構築と実現を目指します。また、購入者に対して、適正な飼育管理方法をわかりやすく説明し、飼い主としての責任の重大さについて理解を深めることに努め、自らが活動の中心的存在とし使命を果たすことにより、社会貢献に寄与いたします。

行動指針

全国ペット小売業協会及びその会員（以下、「我々」と称する。）は、基本理念の実現のために、関わる全ての人々との協力のもと、それぞれの立場で、「組織」「個人」として、自発的、積極的に以下の事業活動に取り組みます。

I. 全ての活動に関わる基本方針

1. 人（従事者・飼養者等）とペットの健康と安全の確保
2. 「命ある」ペットを扱うのにふさわしい経営倫理の醸成と確立
3. 動物愛護法及び関連法規の遵守並び関係行政機関との連携・協力の推進

II. 具体的活動内容

1. 飼育・販売

(1) 飼育

- i. ペットの習性等に十分な配慮した施設において、愛情と優しさをもって適正に飼育する。また、動物がストレスを感じない環境を整備するなどし、動物の愛護の向上を図る。
- ii. 幼齢期においては、その種特有の社会行動を営む上で必要な行動様式を学ぶことが重要といわれていることから、離乳の期間が終わるまで親兄弟と一緒に飼育するとともに、併わせて人馴れするように努める。
- iii. 衛生管理を徹底するとともに、鳴き声や臭いなどによる近隣への迷惑を防止する。

(2) 販売方法

- i. 販売時の情報不足等によるトラブルを未然に防止するため、売買契約書、ワクチン等の接種証明書などを整備するとともに、ペットの形質・特徴（大きさや体重など）や親兄弟等の健康状態（遺伝性疾患が生じていないことなど）に関する情報の提供に努める。また、原則として、通信販売等は行わない。
- ii. 移動運搬による体調の悪化、潜伏期間を持った感染症等の発病等によるトラブルを防止するために、販売は一定の期間をかけ、健康チェックを十分に実施してから行う。

- iii. 生体展示販売を行う場合は、不特定多数の人との接触や昼夜に渡る長時間の展示、狭い設備空間での展示などにより、動物に過度のストレスを与えないように展示時間や展示方法等を工夫し、一頭一頭に十分な注意を払うよう努める。
- iv. 販売店は、購入者に対する影響力が大きいことから、購入者に対する説明責任を十分に果たすために、ペットを飼うことの楽しさだけでなく、命を預かることの責任の重大性についても普及啓発するように努める。また、終生飼養の徹底、人と動物の共通感染症の予防、マナーやしつけ・訓練の必要性、みだりな繁殖の防止（去勢・不妊措置の実施を含む）、所有者明示の徹底などの啓蒙活動を積極的に行うよう努める。
- v. 広告や情報提供などにあたっては、購入者に不利益、誤解、錯覚等を与える表現や方法を避け、適切な表現や方法を徹底するよう努める。

(3) 社員

- i. 「命ある」ペットを取り扱う社員は、命の重さと命を預かる責任の重大性に対する説明責任を購入者に対して果たすことが重要な使命や責務となっているという職業倫理をしっかりと持つ。
- ii. 動物の飼養保管に関する知識・技術の習得に努め、動物の飼養保管のエキスペートとして、購入者に対する普及啓発の推進を図る。

2 繁殖

(1) 期間等

妊娠による過度の負担を避けるために、出産と次の交配までは十分な静養期間を設けるとともに、幼齢個体（1年未満）や高齢個体での繁殖はしない。

(2) 流通体制等

繁殖者、販売者、飼養者(購入者)の3者間の適切な繁殖・流通体制の構築に努め、需要に見合った繁殖量の確保や遺伝性疾患の発生防止対策を行う。

3 その他

(1) 関係行政機関との連携と社会貢献

- i. ペット業界の健全な発展を図るため、関係行政機関との連携協力を密にするとともに、自らが実施主体となって、優良業者の育成や動物愛護思想の普及啓発等を目的とした社会貢献事業を積極的に実施していく。
- ii. 動物取扱業の健全な発展に必要であると認められる措置については、登録制や営業(業務)停止命令などの各種規制強化策等の導入を含め、自らが、その実現に向けた協力、検討をしていく。

(2) 記録の整備

災害時等における動物の逸走対策等に役立てるため、飼養保管状況、仕入れ先・販売先などに関する記録を整備に努める。

以上